

歯及び口腔の健康づくり推進条例の概要

基本方針（第1条）

- 生涯にわたる全身の健康づくりのため、むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の推進並びに口腔機能の維持向上に総合的に取り組むことにより推進
- 居住地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じた歯科保健医療サービスの提供及び必要な支援が受けられるよう推進
- 県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進

用語の定義（第2条）

歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者

各主体における責務

兵庫県（第3条）

- 総合的かつ計画的な施策の策定・実施
- 歯科保健医療サービスの提供体制の整備等

市町（第4条）

- 人材の確保等の体制の整備
- 地域の特性に応じた施策の策定・実施

県民（第7条）

- 全身の健康の維持増進に寄与することの理解と取組
- 歯科健診等による歯及び口腔の状態の把握改善
- 保護者による子どもの歯科疾患の予防、早期治療等

連携・協力

歯科医療関係者等（第5条）

歯科医療関係者：良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供と知識の普及啓発
医療関係者：歯科との連携及び情報共有
教育保育関係者：生徒等の食習慣及び歯磨きの習慣の定着、歯科健診を受ける機会の確保
福祉関係者：配慮を要する者の口腔衛生の管理等
食育関係者：健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着

事業者及び医療保険者（第6条）

- 従業員、医療保険加入者が歯科保健医療サービスを受ける機会の確保等

施策

総合的な推進

第8条 生涯にわたる歯及び口腔の健康づくり

- 県民が主体的に取り組むための情報提供や知識の普及啓発
- かかりつけの歯科医を持つこと、定期的な歯科健診の受診及び歯科医療又は保健指導を受けることの促進
- 食を通じた健全な食生活の実現及び食習慣の定着、喫煙による悪影響の防止

ライフステージ等に応じた具体的な施策

第9条～12条

乳幼児期から高齢期までの歯及び口腔の健康づくり

【妊娠婦期】母体の健康の保持並びに胎児及び乳児の健全な発育のための歯科健診・保健指導の充実

【乳幼児期及び学齢期】むし歯予防や適切な食習慣と歯磨きの習慣の定着に向けた保健指導及び健康教育等

【青年期及び成人期】生活習慣病の重症化予防の観点からの歯周病予防、早期発見及び症状改善の取組促進、定期的な歯科健診や保健指導を受ける機会の確保

【高齢期】歯周病等による歯の喪失予防、オーラルフレイル対策の推進、口腔機能の維持向上を通じた介護予防の推進

第13条 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくり

誤嚥性肺炎予防のための口腔衛生の管理・口腔機能の維持向上、多職種連携の体制整備や地域包括ケアシステムの構築

体制の整備

第14条 歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備

- 人材の安定的確保、養成及び資質向上
- 医療関係者と歯科医療関係者の連携
- 災害の発生時又は感染症のまん延時ににおける中長期的な歯科保健医療サービス提供体制の確保及び当該提供体制の平時からの整備

検証・見直し

第15条 実態調査

おおむね5年ごとに調査を実施し、調査の結果を歯及び口腔の健康づくりに関する施策に反映

啓発

第17条 啓発月間

県民に広く关心と理解を深め、歯及び口腔の健康づくりが積極的に行われるよう啓発月間を設定